

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成１１年 法律第１５６号）第７条第１項^{（注）}の規定に基づき、「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正しました。

修正の要旨は以下のとおりです。

１．修正の目的

「防災基本計画」（中央防災会議）の修正（平成２０年２月）等を踏まえ、所要の修正を行った。

２．修正年月日

平成２１年８月３１日

３．修正の主な内容

- （１）「防災基本計画」の修正を踏まえ、消火活動時の消防機関への通報等を追記し、内容を反映した。
- （２）その他表現の適正化を行った。

以 上

（注）「原子力事業者防災業務計画」は、原子力災害対策特別措置法により、毎年、検討を加え、必要があると認められる場合は、自治体と協議のうえ修正し、主務大臣に届出することが義務づけられています。